

道路占用許可申請について

次のような行為をする場合、道路占用の許可申請が必要です。

- 市道内に温泉管などを埋設する。 → 占用料がかかります。
- 住宅工事などに伴い足場を設置する。 → 占用料がかかります。
- 工事車両を止める など

■提出先 別府市役所3F 都市整備課

■提出書類 (各1部)

- 道路占用許可(協議)申請書
- 誓約書
- 位置図
- 平面・断面図
- 現況写真(占用位置を明示)

■交通規制を伴う場合(上空占用や、幟・旗掲示等を除く)

- 位置図に交通規制ラベルを貼付したものをコピーして片側通行規制、全面通行止めにかかわらず 7枚ご提出してください。

(消防署・清掃担当部署等に配布するためです。)

以下の内容を位置図上に明記すること。

工事名、規制内容(幅員減少、片側通行止、全面通行止 など)
工事期間、工事時間帯、連絡先(業者名、電話番号 等)

全面通行止の場合

自治委員の承諾書コピー1枚添付して下さい。(原紙は警察署へ提出)

交通規制の許可が下りたら

交通規制の警察署宛書類を警察署へ提出して下さい。

全面通行止の場合は

消防長あてに「道路工事届出書」を提出して下さい。

生活環境課へ、電話で連絡して下さい。

当課の許可後、警察の道路使用許可申請となります。申請の時間短縮のため道路占用許可(協議)申請書の表紙のコピーを1部持参頂ければ、並行して警察の道路使用許可申請も可能です。

■占用料が発生する場合(引湯管、鋼管柱、足場、ケーブル架橋など)

- 許可書とともに、納付書を発行しますので、占用料を指定の金融機関でお支払いください。

工事予定日の少なくとも2週間前までには、道路占用許可申請書を提出してください。